

執筆者:

E-mail☒ [煎田 勇二](#)E-mail☒ [ワンメイ・リヨン](#)E-mail☒ [眞榮城 大介](#)E-mail☒ [ワイキン・レオ¹](#)E-mail☒ [藤 浩太郎](#)

1. はじめに

マレーシアにおける債権回収を検討するに際しては、企業倒産手続の基本的理解が重要となります。マレーシアの倒産法は、旧宗主国である英国の法律に由来していますが、近年では英国がより債務者フレンドリーな倒産法制度を取り入れるなど^{2 3}、マレーシアと英国の倒産法制度の差異も顕著となってきています。本稿では、マレーシアにおける企業倒産手続を概説しつつ、債権回収上の留意点について考察します。

2. マレーシアにおける企業倒産手続について

マレーシアの企業倒産手続には、主に①清算手続(Liquidation 又は Winding up)、②会社任意整理(Corporate Voluntary Arrangement)、③スキームオブアレンジメント(Scheme of Arrangement)⁴、④更生管財手続(Judicial Management)及び⑤財産管理手続(Receivership)があります。

債権回収の観点からは、各企業倒産手続において債権者による権利行使にどのような制限がかかるか、特に、モラトリアム(Moratorium) (債権者による個別的な権利行使が法的に包括的に禁止されている状態をいい、倒産手続の申立てにより自動的にモラトリアムの効力が認められることを、自動モラトリアムといいます。)が認められるか否かに留意する必要があります。モラトリアム期間中、担保権の実行、倒産手続の申立など債務者に対する権利の執行が原則として禁止されます。モラトリアムの趣旨は、債務者を一時的に担保その他の権利の執行のリスクから解放することで、当面の事業継続を確保しつつ事業再生計画の策定や債権者との調整を可能とし、会社の再生に繋げるという点にあります。債務者がモラトリアム期間中である場合、担保権者は

¹ 提携事務所所属

² 独立型モラトリアム、再建計画におけるクロスクラス・クラムダウン、倒産解除条項の制限等の点で、より債務者フレンドリーな手続であるとされています。詳細は、煎田勇二「ファイナンスの観点から見た英国倒産法改正」[ヨーロッパニューズレター2020年9月29日号](#)もご参照下さい。

³ また、マレーシアと類似する法制度を有するシンガポールにおいても、近年の一連の法改正により、自動モラトリアム、スキームオブアレンジメントにおけるクロスクラス・クラムダウン、倒産解除条項の制限等の点で、より債務者フレンドリーな倒産法制度が導入されています。詳細は、以下のニューズレターもご参照下さい。

- 菅野百合＝原田伸彦＝桜田雄紀「国際倒産(3)ーシンガポールにおける企業再生関連法制の改正と日本企業による手続利用可能性ー」[事業再生ニューズレター2017年6月号](#)
- 桜田雄紀「シンガポールの統合倒産法の成立」[アジアニューズレター2018年11月号](#)
- 煎田勇二「英国及びシンガポール倒産法改正が海外ファイナンス実務へ与える影響(後編)」[金融ニューズレター2020年8月18日号](#)

⁴ なお、会社任意整理及びスキームオブアレンジメントについては、倒産前手続(Pre-Insolvency Proceeding: 倒産状態に至る前の時点であるが、裁判所が関与する手続)と捉える考え方もありますが、本稿では便宜上、倒産手続として整理しています。

日本法でいうところの別除権が認められず、担保権の実行及び債権回収手続に大きな影響を与えます。

また、後記 3. で言及しますが、企業倒産手続開始前に行われた債務者の一定の行為は否認される可能性もありますので、この点も留意する必要があります。

(1) 清算手続

①清算手続は、倒産法上の清算型の手続であり、清算人(Liquidator)が会社の資産を換価し、債務の返済に充てた後、残余財産があれば株主に払い戻し、最終的に会社を解散させるための手続となります。(i)任意清算(Voluntary Winding Up)及び(ii)強制清算(Winding up by Court)の 2 種類があります。

(i)任意清算は、会社が株主総会の承認(特別決議、すなわち議決権の 4 分の 3 以上の承認)を経て、会社の申立により清算手続を開始します(マレーシア会社法 439 条 1 項(b)。以下条項番号のみの引用の場合には、マレーシア会社法の条項を指します。)。任意清算は、さらに、株主主導の任意清算(Members' Voluntary Winding Up)と債権者主導の任意清算(Creditors' Voluntary Winding Up)に分かれます。前者の株主主導の場合には、取締役が支払能力証明書(Solvency Statement)を提出し、清算手続の開始から 12 ヶ月以内にすべての債務を返済することができる旨の意見を提出する必要があります(443 条)。取締役が支払能力証明書を提出できない場合には、債権者主導の任意清算となります(444 条)。株主主導の任意清算の場合には、株主総会決議において清算人を選任しますが(445 条)、債権者主導の場合、債権者集会の決定に従う必要があります(450 条)。

(ii)強制清算は、裁判所の命令により開始される強制的な清算手続となります(裁判所が選任する清算人が主導する手続であり、会社の清算を目的としているという点で、日本における破産手続に類似しています。)。申立事由の典型例は会社の支払不能(Unable to Pay its Debt)です(465 条)。支払不能には法定のみなし事由があり、代表的なものは、法定催告(Statutory Demand)の不履行及び判決債務の不履行です。法定催告は、債権者から債務者たる会社に対する法定の催告であり、債務の金額が RM50,000 を超えること及び当該催告が到達した日から 21 日以内に当該債務が支払われないことの要件を満たすことで、債務者は支払不能とみなされます(466 条)。強制清算の申立権者には、会社、会社債権者などが含まれますが(464 条)、実務的には会社債権者から申し立てられることが多いようです。

清算手続中の会社に対する訴訟手続は原則として停止しますが、担保権の実行は可能と考えられます。

(2) 会社任意整理及びスキームオブアレンジメント

②会社任意整理及び③スキームオブアレンジメントは、日本の民事再生手続のように債務者主導による会社再生の目的を実現するために利用されます。

②会社任意整理は、債務の返済期限の延長、債権カット、デッドエクイティスワップなどの会社再生の目的を達成するための手続です。会社任意整理の提案は、株主の過半数の承認及び 4 分の 3 以上の債権者の承認を得ることで、原則として実行することができます(400 条 2 項)。また、会社任意整理手続により、原則として当初 28 日間(最大 60 日まで延長可能)の自動モラトリアムが認められます(398 条)。しかしながら、会社任意整理は、上場会社等の公開会社(public company)、資産を担保に提供している会社等については利用できないため(395 条)、会社任意整理が利用できるケースは限定されます。

③スキームオブアレンジメントは、M&A の手法として使われることもありますが、会社任意整理のように、会社再生の目的でも使用されます。スキームオブアレンジメントは、会社、会社債権者、株主又は管財人が裁判所に申立をすることができます(366 条 1 項)。スキームオブアレンジメントを実行するためには、原則として、債権者及び株主の各クラス毎に(金額ベースで)4 分の 3 以上の承認を経た上で、裁判所の認可を得る必要があります(366 条 3 項)⁵。この裁判所の認可の要件のため、スキームオブアレンジメントは、会社任意整理と比較して、より多くの費用と時間がかかるといわれています。しかしながら、会社任意整理は、上場会社や会社がその資産に担保を提供している場合には利用できないのに対し、スキームオブアレンジメントはかかる限定がありません。スキームオブアレンジメントの申立人は、裁判所に対して債務者に関してのすべて法的手続を禁止するための命令の申立を行うことができます(368 条)。かかる禁止命令は、当初最大 3 ヶ月有効であり、最大 9 ヶ月まで延長も可能となっています。禁止命令は、債権者による債務者に対する権利行使を禁止するという点でモラトリアムと同様の効果がありますが、会社任意整理・更生管財手続における自動モラトリアムとは異なり、申立てにより自動的に付与されるわけではなく、①計画案策定のために禁止

⁵ なお、英国における再建計画(Restructuring Plan)やシンガポールにおけるスキームオブアレンジメントと異なり、現状、クロスクラス・クラムダウンの制度(複数の債権者のクラスが存在する場合に、あるクラスから法定多数の承認を得られなかったとしても、所定の要件を満たす場合に計画案が認可され、反対するクラスの債権者にも効果が及ぶ制度)はありません。

命令が必要であること、②債権者の過半数により指名された者 1 名が債務者の取締役として行動すること等の要件を満たす必要があります(368 条 2 項)。

(3) 更生管財手続

④更生管財手続は、ある会社が支払不能状態にある又はそのおそれがある場合に、(i)継続事業体としての会社若しくはその事業を救済するため又は(ii)清算手続よりも会社債権者にとって有利な結果を達成するために利用されます(404 条)。裁判所が選任する更生管財人(Judicial Manager)が主導する手続であり、会社の事業再生を目的としている点で、日本の会社更生手続に類似した手続となります。

当該手続の下、会社の経営権・管理処分権は、取締役から更生管財人に移転し、更生管財人が会社の事業を遂行します(405 条 3 項、414 条等)。申立により自動モラトリアムが付与され(410 条)、手続中に更生計画案(Statement of Proposals)が策定されます(420 条)。債権者集会において当該計画案の決議(金額ベースで債権者の 4 分の 3 以上の賛成が必要)がなされた場合には、更生管財人は当該計画に従って事業遂行・資産処分等を行います(421 条)。

(4) 財産管理手続

⑤財産管理手続は、主として債権者による担保権実行の手続として利用されます。裁判所が財産管理人を任命する場合と担保権者が財産管理人を任命する場合の 2 つがあります(374 条)。

なお、財産管理手続と更生管財手続は両立するものではなく、財産管理手続は、更生管財手続が開始すると終了します(411 条 1 項(a))。ただし、財産管理人を任命できる担保権者は、当該会社について更生管財手続の申立があった場合にその申立に反対することができます(409 条)。

3. 債権回収上の留意点について

(1) 一般的な債権回収の手法

マレーシア法上、日本の民法上の動産先取特権のような法定担保権はありません。このため、動産売買契約においては、代金が完済されるまで売主が目的物の所有権留保することがしばしば行われます。かかる所有権留保は、目的物が特定できる限りにおいて、倒産法上も、実質的に担保と同様の効力、すなわち、準担保としての効力があります。しかしながら、所有権留保は、通常の担保と異なり、登録などが必要ない一方で、目的物が加工され、他の動産又は不動産と附合した場合には、その効力は原則として消滅することになります。目的物が転売された場合であっても、当該転売に係る売買代金が特定できる場合には、当該売買代金に対して優先権を主張することが可能ですが、金銭は、性質上、その特定が一般的に困難であるといえます。法的に有効な所有権留保条項が売買契約に入っており、かつ、目的物が特定できる限りにおいて、所有権留保は、代金未払の場合に、売主が他の債権者に優先して目的物からの債権回収などを可能にする非常に有効な手段となります。買主との交渉においても、所有権留保条項があることで、債権回収を有利に進めることが期待できます。

所有権留保の行使以外の債権回収手段としては、前記 2.(1)に記載した法定催告を債務者に対して行うということが考えられます。法定催告にもかかわらず、21 日以内に債務者が支払ができなかった場合には、債務者は支払不能とみなされ、強制清算の申立事由となります。法定催告は、実務的には、実際に債権者として強制清算の申立をする意図がない場合にも、債務者にプレッシャーを与えるという観点から利用される場合がしばしばあります。強制清算の申立事由に該当すると債務者が銀行から融資を受けている場合において、当該銀行融資がクロスデフォルトとなる可能性があるなどの不利益があり得るため、債務者の状況次第では有効な手段となります。ただし、債務者がそもそも倒産の危機にある場合には、強制清算の申立事由に該当すること自体はプレッシャーにはならないケースもあります。

なお、マレーシアの裁判所に対して財産処分禁止の仮処分や仮差押えを申し立てる制度(Mareva Injunction)はありますが、一般的には裁判所の手続については数ヶ月を要し、かつ、弁護士費用を含むコストも大きくなります。また、最終的に企業倒産手続が開始すると裁判手続は停止することになるため、債務者が倒産の危機にある場合には取りづらいオプションとなります。

(2) モラトリアムによる影響

前記 2.のとおり、債務者についてモラトリアム又はそれに類似する効力を伴う手続が開始した場合、債権者は当該債務者に対して担保実行(所有権留保のような準担保の実行を含みます)を含め、法的手続を行うことができなくなります。このため、債権者としては、債務者について会社任意整理、スキームオブアレンジメント又は更生管財手続が開始する前に担保権を実行その他の権利行使をすることが債権回収を早めるという意味では重要となります。ただし、モラトリアムがある企業倒産手続においても、担保権を有する債権者は原則としてその優先権を失うものではありませんので、倒産手続において、当該担保物から優先して返済を受けることが期待できます。すなわち、モラトリアムによって担保実行の方法や時期については、担保権者の裁量がなくなりますが、担保権者としての地位は企業倒産手続において原則として確保されます。

(3) 倒産手続における否認等

清算手続及び更生管財手続においては、当該手続開始前において一部の債権者を有利に取り扱う一定の行為(弁済、担保設定、代物弁済等)は偏頗行為(Undue Preference)となり、原則として、無効となります(426 条、528 条)。偏頗行為の要件は以下のとおりです。

- (a) 清算手続又は更生管財手続の開始前、6ヶ月以内に行われた行為であること
- (b) 当該行為時において会社が支払不能又は当該行為の結果、支払不能となったこと
- (c) 当該行為が他の債権者との比較において当該債権者を有利にするためであること

ただし、上記に該当する行為であったとしても、かかる行為が善意の債権者との間で行われたもので、かつ、債務者が公正・合理的な対価を受領する取引である場合には無効とはなりません(426 条 3 項、528 条 4 項)。


4. さいごに

実際に債務の支払に遅滞が発生した場合に、直ちに債務者が前記 2.に記載した企業倒産手続に入ることは多くなく、むしろ、債権回収実務においては、企業倒産手続の前段階において、債権者としてとるべき手続を検討することが一般的です。その際には、前記 3.で概説した所有権留保などの準担保を含めた担保権の有無を確認し、モラトリアム及び偏頗行為の可能性を考慮しつつ、債権回収に向けた行動を迅速に実施することが肝要となります。

なお、マレーシア企業委員会は、2020 年 8 月に会社法改正案に関する諮問文書(Consultative Document on The Proposed Companies (Amendment) Bill 2020)を公表しているところ⁶、その中では、スキームオブアレンジメントにおける自動モラトリアム、クロスクラス・クラムダウンの導入等、債務者フレンドリーな方向性での提案が示されていました。本ニューズレター作成時点においては、このような方向性での法改正の実現の目処は立っていませんが、今後の動向が注目されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁶ [http://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Document/Consultative%20Document%20%26Companies%20\(Amendment\)%20Bill%202020%20\(280720\).pdf](http://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Document/Consultative%20Document%20%26Companies%20(Amendment)%20Bill%202020%20(280720).pdf)